

「情報公開制度」及び「個人情報保護制度」について

名護市では、公正で開かれた市政を市民の皆様へ提供するため、平成14年4月1日から「名護市情報公開条例」及び「名護市個人情報保護条例」を施行しています。

情報公開制度とは、名護市情報公開条例に基づき、皆さんの「知る権利」を保障するため、市が保有している情報を広く公開・提供する制度であり、個人情報保護制度とは、名護市個人情報保護条例に基づき、市が保有している個人情報を保護し、適正に取り扱うためのルールを定めた制度です。

■情報公開制度Q & A

Q1 だれが請求できるの？

A1 だれでも請求できます。

名護市に住む方に限らず市外、県外、国外在住者など、住所、国籍に関係なく、名護市にある情報を知りたい方は、「だれでも」市の情報を公開請求することができます。

Q2 どこに請求できるの？（両制度共通）

A2 役所の次の実施機関の窓口で請求できます。

- ・市長（水道事業管理者及び下水道事業管理者の職務を行う市長を含む。）
- ・議会
- ・教育委員会
- ・選挙管理委員会
- ・監査委員
- ・農業委員会
- ・固定資産評価審査委員会

Q3 請求できる情報ってどんなもの？

A3 市の業務にかかわる情報など、職員が職務上作成したり、取得したものが対象です。情報公開制度においては、市が保有している情報はすべて公開することが原則ですが、個人のプライバシーや、公共の利益を守るために、情報の内容や性質によっては例外的に公開することができない情報もあります。

Q4 公開されないこともある情報とは？

A4 法令秘情報 … 法律や条例等の定めにより公開することができない次に掲げる情報です。

- ・個人情報 … 個人に関する情報
- ・法人等情報 … 企業や個人の事業者などに関する情報
- ・行政執行情報 … 公開されると公正・適正な運営が著しく妨げられる情報

■個人情報保護制度Q & A

Q1 見ることができる個人情報って？

A1 自分の情報を見ることができます。本人であれば、見ることができます。

Q2 見ることができない個人情報もあるの？

A2 市が保有する個人情報には、本人であっても、見ることができない情報があります。

- ・法令等により本人であっても閲覧等を禁止している情報

- ・個人の評価、診断、判定、指導、相談、選考等に関する情報
- ・調査、交渉、争訟等に関する情報
- ・第三者に関する情報が含まれている情報
- ・未成年者の法定代理人による開示請求がなされた場合であって、開示をすることが当該未成年者の利益に反すると認められる情報
- ・市が「名護市情報公開・個人情報保護制度運営審議会」の意見を聴いて、開示しないことが適当であると認めた情報

Q3 手数料はかかるの？（両制度共通）

A3 情報の公開等を請求したり、その情報を見たりするのは無料です。情報の写し（コピー）が必要なときや郵送を希望するときは、それぞれ実費をいただきます。写しは、1枚につき10円となっています。

■請求から公開（開示）までの手続

(1) 請求の方法

情報の公開等の請求をされる方は、その情報を保有する課にお越しく下さい。



(2) 公開・非公開の決定

請求した日から15日以内に、公開等をするか決定して通知します。なお、やむを得ない理由により決定期間を延長する場合があります。



(3) 公開等の方法

公開等は、決定通知書によりお知らせした日時、場所において行います。請求された情報を閲覧又は視聴したり、写しを手に入れることができます。



(4) 決定に不満がある場合

非公開等の決定に不満があるときは、不服申立てをすることができます。不服申立てをする場合は、決定のあったことを知った日の翌日から3カ月以内に担当課窓口へ不服申立ての書面を提出してください。